

## 蕪崎市公用車有料広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、蕪崎市有料広告掲載の取扱いに関する要綱（平成19年2月蕪崎市訓令乙第5号。以下「要綱」という。）に基づき、蕪崎市公用車への広告の掲載について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 申込者 市長が募集する公用車へ掲載する広告について、申込みを希望する者をいう。
- (2) 掲載者 広告を掲載することに決定した者をいう。
- (3) 掲載料 掲載者が市に支払わなければならない広告料をいう。

(掲載者の募集方法)

第3条 掲載者の募集は、広報紙、市のウェブサイト等により行うものとする。

(広告の規格及び募集内容等)

第4条 掲載する広告の形状、寸法、材質、設置箇所、設置期間、募集期間、掲載料の納入方法その他の詳細については、募集する施設又は所属が作成する募集要項によるものとする。

(広告掲載の申込み等)

第5条 申込者は、申込みの際、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 申込書（様式第1号）
- (2) 掲載する広告のデザイン原稿
- (3) 申込者の事業概要が記載されたもの
- (4) 市税完納証明書（申込者の住所(所在地)が市外の場合）
- (5) その他市長が必要と認めた書類

(申込内容の審査・決定等)

第6条 市長は、前条の規定による書面の提出があったときは、その内容を先着順に審査し、掲載する広告の適合又は不適合を決定するものとする。

2 前項に規定する適合又は不適合の結果については、書面（様式第2号又は3号）で申込者に通知するものとする。

(掲載する広告の製作、維持管理等)

第7条 掲載する広告の製作及び設置並びに交換等の維持管理は、掲載者が行うものとする。

2 前項に規定する行為に要する費用は、掲載者が負担するものとする。

3 経年及び自然由来による広告物の劣化については、掲載者が対応するものとする。

(設置場所の原状回復)

第8条 契約期間が終了したときは、掲載者は、広告を撤去し、設置箇所の原状回復を行わなければならない。

(その他)

第9条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この基準は、令和7年1月1日から施行する。